

## 交通政策審議会海事分科会第54回船員部会

(成瀬専門官) それでは、ただいまから交通政策審議会海事分科会第54回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。まず資料1として、「交通政策審議会への諮問について、諮問第199号、船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定を定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針等の改正について」が1枚になります。

資料1-2として、「船員に関する男女雇用機会均等法令の見直しについて」、ポンチ絵のものが2枚になります。資料1-3として、「船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針 新旧対照表」になりますが、2枚になります。

さらに資料の1-4として、「船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」こちらも新旧対照表ですが、6枚になります。さらに、資料の番号は付いておりませんが、男女雇用機会均等法施行規則の新旧対照表が1枚。さらに、同法の抜粋、これは両面になりますが1枚付いております。

次に資料の2として、「船員教育機関卒業生の求人・就職状況」が4枚あります。資料は行き届いておりますでしょうか。以上で、資料の確認を終わらせていただきます。それでは、議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

(落合部会長) それでは、お手元でございます議題1「船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針等の改正に関する諮問」でございますけれども、まず最初に、事務局の方から説明をお願いいたします。

(田中船員政策課課長補佐) 船員政策課の田中でございます。それでは、議題1につきましてご説明させていただきます。資料は5点ご用意しておりますが、資料1は交通政策審議会への諮問文、資料1-3以降は、新旧対照表や参照条文となっておりますので、後ほどご覧いただければと考えております。今回の改正のポイントについては、資料1-2のポンチ絵の方にまとめさせていただいておりますので、資料1-2を用いてご説明させていただければと思います。

資料1-2をご覧ください。今回諮問させていただくのは、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、こちら一般的には男女雇用機会均等法と呼ば

れている、例えば男性と女性で採用等において差別的な取扱いをしてはならない等について定めた法律でございますが、この法律に基づきまして、陸上関係及び船員関係について、それぞれ省令及び指針が定められております。

今般、厚生労働省の方で担当しております、陸上の方の男女雇用機会均等法に基づく指針につきまして改正を予定しているということで、陸上の指針と船員の指針が平行な内容になっておりますので、今般、陸上の指針の改正に合わせて、船員の指針についても改正を検討おり、本部会に諮問させていただきました。

具体的にどのような改正をするのかという点についてですが、ポイントは3点ございます。資料1-2の要約と書かれた囲みの部分をご覧ください。まず改正の1点目でございますけれども、男女雇用機会均等法には間接差別という概念がございます。これは具体的にどのようなことかと申しますと、性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与える措置を、合理的な理由がない場合に講じることと規定されております。

これは例えば、合理的な理由がないにもかかわらず、例えばデスクワークをするような事務職の採用において身長180センチ以上という要件を付けるようなことによつて、実質的には一方の性に対して不利益を与えるというような場合でございます。

これまでは、この間接差別の対象となり得る範囲といたしまして、船員の募集、それから採用が規定されておりましたのでございますけれども、昨今の事情に鑑み、昇進もきちんと明記させていただきたいというのが1点目でございます。

改正の2点目でございますけれども、こちらは性差別の具体的な事例をいろいろと記載いたしました性差別指針というガイドラインがございますが、こちらに結婚していることを理由に定年の定め等について男女で異なる取扱いをしている事例を追加する、具体的には、例えば既婚の女性についてのみ男性よりも低い定年を定めるということは性差別に当たるということをきちんと明記させていただきたいということが2点目でございます。

3点目ですけれども、こちらは職場において具体的にどのような事例がセクシャルハラスメントに当たるのかという点について定めた指針、これは一般的にセクハラ指針と呼ばれているんですけれども、こちらの方で対象としておりましたのが、これまでは異性間、つまり男性から女性へ、あるいは女性から男性へのセクシャルハラスメントだけであつたわけですけれども、昨今の事情に鑑み、同性に対するセクシャルハラスメントも対象に含まれますということもきちんと明記させていただきたいという点が3点目。

以上の3点になっております。以上3点の改正を行いたいと考えておりますので、今般、諮問させていただきます。今後の予定といたしましては、本日の諮問を受けまして、可能であれば次回の船員部会で答申を頂き、可能な限り早いタイミングで公布、施行を目指したいというふうに考えております。以上、簡単ではございますが、議題1についてのご説明を終了させていただきます。

(落合部会長) ありがとうございます。それでは、何かご質問、ご意見等、ございます

でしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特にございませんので、本日はこのぐらいにいたしまして、次回に答申案を決めるということにさせていただきます。

そしてまた、本日の説明につきまして、それらを踏まえ、改正案についてご意見等がございましたら、あらかじめ事務局の方へご連絡のほどをお願いいたします。事務局は具体的には船員政策課ということになりますが、こちらの方に連絡をお願いいたします。

それでは、お手元にあります議題2の方へ移りまして、「船員教育機関の卒業生の求人・就職状況等について」でありますけれど、これも事務局の方から、まず説明をお願いいたします。

(阪本船員教育室長) 船員教育室長の阪本でございます。資料2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。船員教育機関の卒業生の求人・就職状況でございます。

まず、調査の対象ですが、商船系大学につきましては、東京海洋大学、神戸大学。そして、商船系高専につきましては、航海系学科と機関系学科、高専5校が対象となっております。それから、独立行政法人海技教育機構につきましては、海上技術学校4校、海上技術短期大学校3校、それと芦屋の海技大学校でございます。

調査の対象としまして、大学につきましては昨年の9月に乗船実習科を修了した者。商船系高専につきましても、昨年の9月に卒業した者。そして、海技教育機構の方ですが、今年の3月に卒業した者。加えまして、海上技術学校におきましては、今は実習中でございますが、今年の9月乗船実習科を修了する見込みの者が対象でございます。

それでは、学校別でご説明を差し上げます。まず、商船系大学ですけれども、卒業生104名、そのうち就職希望者数が97名でございます。求人件数は、中程の海上産業の計のところでございます、155でございます。過去4年を見て、増加傾向を示してございます。この就職希望者数97に対して155の求人ですので、求人倍率は1.6倍ということになります。

これに対しまして、海上産業への就職人数は、右から3番目の列にございます82という数字でございますけれども、82名ということで、海上への就職率は84.5%ということになります。この84.5%という数値は、分母が就職希望者数、分子が海上産業に就職した82名でございます。

続きまして、商船系高専につきまして、平成25年度の卒業生数は173名。そのうち就職希望者数が135名。これに対しまして、海上産業への求人件数が689件。前年度に比べまして71件求人が増えてございます。就職希望者数135名に対しまして、海上産業の求人倍率は5.1倍というものでございます。

海上産業への就職人数は、右の方ご覧いただきまして90名。海上への就職率は66.7%ということになります。前年度に比較しまして、6.4ポイント減ということがございます。

続きまして、海上技術学校、短大でございます。7校の卒業生数357、このうち就職希望者数が325。それに対して求人件数は732ということで、求人倍率は2.25倍

ということになります。これに対しまして海上就職率でございますが、海上技術学校、短大、全体で96.3%。前年度と比べまして0.8ポイント減ということになります。

それから、続きまして海技大学校でございます。卒業者25人のうち、就職希望者数は23人。これに対する求人件数が50件と前年度と比べて6件減少してございます。そして、海上就職した者が23名ということで、海上就職率は希望者数と同数なので100%ということでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、教育機関の入学状況でございます。まず商船系大学、平成26年度入学定員330に対しまして、入学希望者数、応募者数ですけども、1506名でございます。入学倍率が4.6倍、そして入学者実数が340でございます。

商船系高専につきましては、定員200名に対しまして417名が応募しております。応募倍率2.1倍の結果、215名が入学してございます。

最後に、海上技術学校及び海上技術短期大学校は定員370に対しまして、1112名の応募がございました。倍率が3.0倍、人数が372名というものでございます。なお、海上技術学校、短大のところで、倍率が25年度も3.0、今年も3.0でございますが、今年は入学定員を20名増やしてございますので、応募者数の実数としましては昨年よりも増えてございます。以上で、教育機関の就職状況並びに入学状況のご説明終わります。

(落合部会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問、ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

(森田臨時委員) 船員教育機関卒業生の求人・就職状況の表をちょっとご覧いただきたいのですが、商船系高専なんですけれども、外航の求人が、外労・旧中小、その他合わせて185に対して、今年は特に少ないと思うんですけども、就職がその2つを合わせて14ということで、この結果について、国交省さんとしてはどういうふうに捉えられていますか。

また、内航はかなり、そういう意味では増えているのですが、今年度のこの商船系高専の就職状況の結果については、国土交通省さんとしてどういうふうに捉えて、どういう認識を持たれているのかということについてお伺いをしたいと思います。

(落合部会長) それでは、お願いをしたいと思います。

(阪本船員教育室長) お答えいたします。まず、求人の185という数字でございますけれども、この求人数は高専5校に対しまして出された延べの求人数ということでご理解ください。例えばA社が1人ずつ高専5校に求人を出したとすると、数は5という数になります。最大で5倍という数になります。

そうしますと、180ですから、推測の話になりますけれども、実数としては30から40ぐらいかなというような気がしております。これ、あくまでも推測の域でございます。それに対しまして実数が14というところで、もしも30から40ぐらいであれば、40%50%という就職の率になりますけれども、これにつきましては、私どもはあくまでも求人

側と求職者側のマッチングということしか認識はございません。以上です。

(落合部会長) 森田委員、いかがですか。

(森田臨時委員) ということは、国交省さんとしては、就職については、内航に行かれようが、外航に行かれようが、それすらもちろん職業選択の自由もありますので、それについてはマッチングの結果だという認識は分かるのですが、それに対して、今後、では、それを是として今の状態で何の方向性も示さないで、あくまでもこれは単年度のマッチングの結果だということで、今後とも進めていかれるつもりなんですか。いかがでしょう。申し上げている意味は、ご理解いただけますか。

(阪本船員教育室長) この14名というこのマッチングの結果、これについて単なるマッチングの結果として言うのか、それともこの数字を捉えて今後どのように施策を打っていくというような、そういうご理解でよろしいですか。

(森田臨時委員) そういうことです。

(阪本船員教育室長) この単年度、これを見まして、今後このような施策を打っていくところまでは考えてございませんが、この状況が長く続くようであれば、何らかのことを考えていかななくてはいけないと思っております。

また、商船高専につきましては、外航船員養成か内航船員養成か、各学校によって考え方が違うというようなところもございます。もともと商船系高専は外航船舶職員を養成するために設立された学校でございます。ところが、近年、学生の考え方も変化が出てきていると。つまり、内航の学生も増えてきているということで、その辺りは教育機関と今後どのような方向を進めていくのかということも、いろいろと意見交換をしたいと、いうふうに考えています。以上です。

(森田臨時委員) はい、分かりました。それで結構だと思います。もう1つお伺いしたいのですが、商船系大学と商船高専を合わせまして、今年度につきましてはトータル77名が外航海運に就職してるということですが、一方もうこれは、何回も何回も申し上げてるわけですが、目標とする数字5500名というのがございますね。

そういう意味で、トン数標準税制との絡みもあると思いますけども、平成25年度についてはトータル77名の方が採用されたと、この数が多いか少ないかは、どういうご認識をされますか。

(多門船員政策課長) ご指摘の多いか少ないかということにつきましては、まず、商船高専の方の数字の出方などを見ますと、そこで採用に至らなかった理由とか、数の水準をどういうふうに、今日も船協さんいらっしゃってますけれども、受け止められてるのかというのがございます。

その上で、以前からご発言、ご指摘もあるような、船員の数をどういう量的な話について持っていくのか、そこのお話合いがしっかり熟度を持って進めてまいることが、我々その認識を共通していくための前提であると考えています。

おっしゃるとおり、数の1つ1つについて、こういう理由ではないかとか、そういうこ

との想定は可能ですけれども、こういう場合も含めて、しっかりした議論をしていくには、やはり労働者側、使用者側も含めて、関係者がしっかりと共通認識を持っていただくということを検討の中で考えていかなければならないと考えております。

(森田臨時委員) よろしいですか。もちろん、これは統計の話ですので、毎年毎年こういう形で数字的に確認をしていくということは重要だとは思いますが、一方では5500人という数字を明示して、その方向に向けて、政労使、官労使一体となって頑張っていきたいと思いますというような方向性がある中で、先ほどの阪本室長のようなご答弁で、毎年毎年マッチングの結果だというようなことでは、なかなかこの溝は埋まらないということになるわけです。

ですから、もう少し、一定の政策的な意思なり、考え方を持って、このマッチングなりを進めて、マッチングというか就職を進めていかないと、トータルの規模というのは確保できないんじゃないでしょうか。その辺り、いかがでしょう。

(多門船員政策課長) ご指摘をいただいている中では、この商船系大学、それと商船系高専につきましては、私どもの所管している学校ではございません。文部科学省所管の教育研究の場として設置されているものでございまして、若干間接的な関係でございます。

ただ、私どもの船員確保・育成検討会等、これまでの検討の場においても、そういった方々にご参画をいただきまして、ある程度の方向性というのは、質的なものについてもまとめさせていただきました。

他方、商船系高専につきましては、外航船社さんなどと意見交換をする中では、必ずしもここにあるように十分な数字が出てこないということに関して、ミスマッチがあるやにも聞いておりますので、そういったところも含めて学校側がしっかり対応していただけるようなやり方、あるいはご意見などを踏まえて意見交換をしていけるようなやり方、そういったものを今後できればというふうに考えております。

現状でも私どもコンタクトは取っておりますけれども、そういうニーズの面の問題もあるというふうに考えております。

(森田臨時委員) お話をされてることも理解できるんですが、そうであるならば、船員養成行政の抜本的な在り方の見直しというか、在り方の抜本的な見直しみたいところで、やはり省も違っていろんな、間接的なお話しかできないということであれば、やはり船員の確保育成検討委員会とかでしたっけ、ああいう形で、もう少しもっと掘り下げた形での船員行政の在り方というのをやっぱり検討する必要あるんじゃないかなと思うんです。

そうでなければ、毎年毎年、数字の確認をして、マッチングがどうだったかと確認をして、その方向性としてはなかなか見いだせないままで時間だけが過ぎていくと、こういうことが繰り返されるだけだと思うんで、それらについてももう少し検討の余地があるんじゃないか、検討する必要があるんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

(多門船員政策課長) ご指摘のとおり、所管の違いだけが理由ではなくて、その中で実際

に会社が、事業者側が求めている人材の質ですとか、船員を取り巻く環境の中でももう少し具体的なニーズがどう出てきているのか、そういったところも含めて検討の余地があるとは考えています。

ただ、以前から申し上げている量的な問題も含めて、なにぶん労働者側、使用者側、あるいは他省庁所管の教育機関ということで、相手方がある話でございます。そういったところも含めて、どういったやり方が一番効果的なのか、今も並行していろいろ基本政策の議論ですとか、独立行政法人の在り方の議論とかいただいておりますので、出てきたご意見についてもしっかり受け止めてまいりたいというふうに考えております。

(落合部会長) よろしいですか。

(森田臨時委員) はい。これはあくまでも海員組合の意見ということでなくて私見なんですけれども、今年は非常に分かりやすくて、この商船高専について申し上げれば、外航がかなり少なくなっていて、内航、フェリー、フェリーは若干、それほど変わってないですけど、特に内航がどうでしょう、それも含めてそれほど変わってないですね。

逆に外航が突出して少なくなってるんですね。そういう意味では、学生の皆さんが内航に進路というか、就職をしたいという学生さんが多かったということだけなのか、それとも、外航の船社の皆さんが採用についてニーズに合ったような方々がいらっしやらなかったから採らなかったということになるのか、その辺りの分析をきっちりして、それも含めて、じゃあ次年度どうしていくかとか。

あるいは、それをその商船学校の就職の担当の方々とか、いろんな方々と、どう数を増やすような、あるいは先ほど言われましたけども、商船高専自体はもともと外航船員の養成施設だと、こういうベースがあるわけですから。

あるいは、政策的にやっぱり5500人というものがあるわけですから、そういう意味では規模をきちんと確保していくということについて、もう少し明確な、あるいは具体的な施策をやはり毎年毎年、あるいはタイムリーに講じていかないと、同じような議論がずっと続くだけで。

そういう意味ではぜひ早急に、何回も申し上げてますけども、早急に一定の枠組みを作っていただいて、その中で今申し上げたことも含めてもう少し言葉を選ばずにやれるような、論議ができるような場をぜひ作っていただいて、その中で今後の具体的な方策について速やかに早急に検討をしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

(落合部会長) 船主側の方で何かありますか。

(鈴木臨時委員) 今、森田委員の方からご発言があったこの高専の就職状況について、詳しい内容を分析してるわけじゃないんであれなんですけど、理由としてはやっぱりいろいろ、いろんな理由があるとは思いますが。

ですから、やっぱり学生さんそのものがもう外航よりも内航とか、フェリー好む傾向とか、あるいは応募に来られても、いわゆる外航船で働くのには適した能力を持ってないからだとか、そういうケースだとか、いろいろあると思います。

それぞれに応じて、我々も5高専の先生方とは定期的に会合を持っていますので、やはりどういう点を改善したら、より外航に入っていただけるのかという話しは続けておりますので、その辺はさらに今後詰めた議論をしていきたいというふうに思っております。

(落合部会長) ほかにご意見、ご質問等は。森田委員、どうぞ。

(森田臨時委員) せっかくの機会ですから、こういう話をするのは余りないんで。先ほどから海事局の、事務局の方も言われてますけども、ぜひ、量的確保の話はこれまでもずっと要請をしてきたわけですが、ぜひ労使官、官労使で一致して、そういう場を設けて、その中できちんとした論議をしっかりとっていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

ですから、その辺りについてはぜひご理解を賜りたいと思います。船協さんの方にもです。

(鈴木臨時委員) はい。我々そのようにやっておりますし、今後ともさらに実効の上がるような形での、やはり我々も、やっぱり就職斡旋というか、就職のプロモーションということに力を入れていきたいと思っております。もちろんその辺は組合さんとも船員政策課さんともお話しをしながら進めていきたいと思っております。

(森田臨時委員) 今申し上げたのは、就職のプロモーションということではなくて、官労使で我々申し上げてるような、量的確保の検討をする場所を早急に設置をしていく方向で、ぜひ組織内を船協さんもまとめていただいて、早急に立ち上げていきたいというふうに考えておりますので、その辺りについてよろしくお願ひしますと、申し上げてるんです。

(鈴木臨時委員) はい、分かりました。

(落合部会長) どうぞ。

(多門船員政策課長) 以前の部会の場合でも、今のご発言、やり取りについては同様の話がありました。私ども本年に入ってから、双方のお立場、お考えをお聞きする機会を設けておりますが、今回のご発言、やり取りの結果も踏まえまして、別途船員政策課として、また整理をさせていただきます。

(落合部会長) それでは、ほかの点でご意見、ご質問等、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

(小比加臨時委員) 今、外航の方の話になってるんですけど、内航もご存じのとおり、若手の船員、これ確保ということで、いろいろな動き、取ってます。そういう話の中で、やはり海上技術のこの関係、これで就職希望してて、結果的に就職できなかったというふうな数字、これ人数が多いから余計目立つ、率からいったらそれほど変わらないのかも分かんないんですけども、やはりこれだけの人間が就職を希望してもなかなか就職できないという、その辺とこってというのは、学校の偏りだとか、そういった分析というのを海事局さんの方でされてるのかどうか。

これは海洋技術関係の学校との懇談会とか、あるとは思いますが、そういった、そこまで掘り下げていろいろ分析されてるのかどうか。もし何かそれなりに理由が、毎年毎年これだけ出てきてるといのは、個人の能力だけの問題なのかという、その辺疑問に



思うので、もしございましたら教えていただきたいんですが。

(阪本船員教育室長) お答えいたします。まず、前提といたしまして、海上技術学校につきましては、今年の9月修了見込みの者も数字が入っております。まだ今、乗船実習中ですが、今から就職が内定することもございますので、今の313という数字がまだもう少し上がってくるものと思います。

それで、毎年の傾向でございますが、大体、就職希望する者の中で10名程度は、やはり本人の適性があって、陸上の方に就職するというのが毎年の傾向でございます。やはり卒業する全員がみんな船乗りになりたいとまではちょっと言い難いというふうに見ております。以上です。

(小比加臨時委員) その辺は、陸上うんぬんの数字というのは、この一番右端のところにありますよね。要するに合計の部分と就職希望者、それは海上も陸上も含めての合計でしょうから、これは、それが毎年毎年同じような数字が継続して出てるということに、その辺の問題点ってないのかなというだけの話なんですけど。

内航としたらやはり若手をとにかく確保したいという思いがありますので、その辺の何か理由というのがあるのであれば、この海技教育機構の方ともいろいろ今後話しておく中で参考にしたいと思うし。その辺をちょっとお聞きしたんですけど。

(阪本船員教育室長) 引き続き、また海技教育機構の方でも学生の分析に努めてまいりたいと思います。

(落合部会長) ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定した議題は全て終了ということになりますので、事務局の方、今後の日程等につきましては、よろしく申し上げます。

(成瀬専門官) 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

(高橋臨時委員) いいですか。

(落合部会長) はい。

(高橋臨時委員) その他で事務局に質問が1点なんですけど、前回のフォローアップ会議で、船員保険の未加入と常用雇用をしてなかったという案件があり2社だったという記憶があるんですけども、これは当然中止なり、停止なり、という形で、完全に処理が終わってんだろうなと思ってるんですが、その後の経緯、どのような推移になってるか、ちょっと教えていただければというように思います。以上です。

(落合部会長) 事務局の方で。

(佐藤雇用対策室長) 船員政策課の佐藤といいます。常用雇用ではなかったという会社と、船員保険に加入していなかったという会社につきましては、再度3月に監査に入りまして、間違いなく是正されていることを確認しております。

それと、違反があった場合の今までの取扱いにつきまして、どのように変更できるかと

いうことで、今、慎重に検討をしているところでございます。

(落合部会長) よろしいですか。

(高橋臨時委員) まず、ありがとうございました。今後、このような制度の根幹に関わるようなものが出てくると、制度が崩壊をしてしまうという、一番危惧をされる重要な案件だと思いますので、今後定期的に監査をしていただくなり、それからチェックをしていただくなりして、二度とあってはならないことで厳罰に処するようなことに、適切な対応をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

(落合部会長) ほかにございますでしょうか。それでは、特にないようですので、先ほど次回のスケジュールにつきましてもメンションがありましたが、これで全て議事終了ということで、本日これで締めさせていただきますので、どうも忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。

了